

新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。
平成25年2月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第8号

新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第71号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(指定児童発達支援事業所の従業者の員数)

第3条 条例第6条第1項の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 条例第6条第3項の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 看護師 1以上

(3) 児童指導員又は保育士 1以上

(4) 機能訓練担当職員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

3 第1項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

4 第1項第1号の指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第4条 条例第7条第1項の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 児童指導員及び保育士 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上

イ 児童指導員 1以上

ウ 保育士 1以上

(3) 栄養士 1以上

(4) 調理員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第2号アの指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(設備)

第5条 条例第11条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

(1) 指導訓練室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 定員は、おおむね10人とする。

イ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

(指定児童発達支援に係る通所利用者負担額)

第6条 条例第24条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるもの(第1号に掲げる費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)とする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針(平成24年3月厚生労働省告示第231号)に定めるところによるものとする。

(記録の整備)

第7条 条例第55条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第22条第1項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録
- (2) 児童発達支援計画
- (3) 条例第36条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第45条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (5) 条例第51条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第53条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(基準該当児童発達支援事業所の従業者の員数)

第8条 条例第57条の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であつて、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(基準該当児童発達支援の事業への準用)

第9条 第6条第1項及び第7条の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第24条第3項」とあるのは「第60条において準用する条例第24条第3項」と、第7条中「第55条第2項」とあるのは「第60条において準用する条例第55条第2項」と、第7条第1号中「第22条第1項」とあるのは「第60条において準用する条例第22条第1項」と、第7条第3号中「第36条」とあるのは「第60条において準用する条例第36条」と、第7条第4号中「第45条第2項」とあるのは「第60条において準用する条例第45条第2項」と、第7条第5号中「第51条第2項」とあるのは「第60条において準用する条例第51条第2項」と、第7条第6号中「第53条第2項」とあるのは「第60条において準用する条例第53条第2項」と読み替えるものとする。

(指定医療型児童発達支援事業所の従業者の員数)

第10条 条例第64条第1項の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数

(2) 児童指導員 1以上

(3) 保育士 1以上

(4) 看護師 1以上

(5) 理学療法士又は作業療法士 1以上

(6) 児童発達支援管理責任者 1以上

(指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額)

第11条 条例第68条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

(指定医療型児童発達支援の事業への準用)

第12条 第7条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「第55条第2項」とあるのは「第72条において準用する条例第55条第2項」と、第7条第1号中「第22条第1項」とあるのは「第72条において準用する条例第22条第1項」と、第7条第3号中「第36条」とあるのは「第70条」と、第7条第4号中「第45条第2項」とあるのは「第72条において準用する条例第45条第2項」と、第7条第5号中「第51条第2項」とあるのは「第72条において準用する条例第51条第2項」と、第7条第6号中「第53条第2項」とあるのは「第72条において準用する条例第53条第2項」と読み替えるものとする。

(指定放課後等デイサービス事業所の従業者の員数)

第13条 条例第74条第1項の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

3 第1項第1号の指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(指定放課後等デイサービスの事業への準用)

第14条 第7条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、同条中「第55条第2項」とあるのは「第79条において準用する条例第55条第2項」と、第7条第1号中「第22条第1項」とあるのは「第79条において準用する条例第22条第1項」と、第7条第3号中「第36条」とあるのは「第79条において準用する条例第36条」と、第7条第4号中「第45条第2項」とあるのは「第79条において準用する条例第45条第2項」と、第7条第5号中「第51条第2項」とあるのは「第79条において準用する条例第51条第2項」と、第7条第6号中「第53条第2項」とあるのは「第79条において準用する条例第53条第2項」と読み替えるものとする。

(基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数)

第15条 条例第80条第1項の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(基準該当放課後等デイサービスの事業への準用)

第16条 第7条の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、同条中「第55条第2項」とあるのは「第82条において準用する条例第55条第2項」と、第7条第1号中「第22条第1項」とあるのは「第82条において準用する条例第22条第1項」と、第7条第3号中「第36条」とあるのは「第82条において準用する条例第36条」と、第7条第4号中「第45条第2項」とあるのは「第82条において準用す

る条例第45条第2項」と、第7条第5号中「第51条第2項」とあるのは「第82条において準用する条例第51条第2項」と、第7条第6号中「第53条第2項」とあるのは「第82条において準用する条例第53条第2項」と読み替えるものとする。

(指定保育所等訪問支援事業所の従業者の員数)

第17条 条例第84条第1項の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

(指定保育所等訪問支援の事業への準用)

第18条 第7条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「第55条第2項」とあるのは「第90条において準用する条例第55条第2項」と、第7条第1号中「第22条第1項」とあるのは「第90条において準用する条例第22条第1項」と、第7条第3号中「第36条」とあるのは「第90条において準用する条例第36条」と、第7条第4号中「第45条第2項」とあるのは「第90条において準用する条例第45条第2項」と、第7条第5号中「第51条第2項」とあるのは「第90条において準用する条例第51条第2項」と、第7条第6号中「第53条第2項」とあるのは「第90条において準用する条例第53条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第19条 多機能型事業所(条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第3条第1項第1号及び第3項、第4条第1項第2号ア及び第2項並びに第13条第1項第1号及び第2項の規定の適用については、第3条第1項第1号及び第3項並びに第4条第1項第2号ア及び第2項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第13条第1項第1号及び第2項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」とする。

- 2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第3条第4項及び第13条第3項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。
(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)附則第5条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であって、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)附則第22条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。)第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、第3条第1項第2号及び第13条第1項第2号の規定は適用せず、第3条第1項第1号ア及びイ並びに第13条第1項第1号ア及びイの規定の適用については、これらの規定中「10」とあるのは「15」とする。
- 3 整備法附則第22条第2項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者に対する第4条第1項第2号アの規定の適用については、当分の間、同号ア中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を7.5で除して得た数の合計数以上」とする。